

財団法人大阪市美術振興協会 寄附行為

制定 昭和 57 年 6 月 1 日

最近変更 平成 15 年 7 月 18 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪市美術振興協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市北区中之島 1 丁目 1 番 26 号におく。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、東洋陶磁その他の美術に関する情報提供、調査研究及び普及活動を行い、市民文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 東洋陶磁その他の美術に関する情報の収集及び提供を行うこと
- (2) 東洋陶磁その他の美術に関する調査研究を行うこと
- (3) 美術品の展覧会を開催すること
- (4) 東洋陶磁その他の美術に関する講演会の開催、出版等を行うこと
- (5) 美術館施設の維持管理を行うこと
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入

(4) 寄附金品

(5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産を除く資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち、現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実、かつ、有利な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行にやむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に大阪府教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に、大阪府教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 13 条 第 8 条ただし書の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担をし、又は、権利を放棄しようとするときは、これらのうち重要なものについては、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内(内、理事長 1 名及び常務理事 1 名とする。)

(2) 監事 2 名

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

2 理事の選任に当っては、理事のいずれか 1 人及びその者と親族その他特別な関係にある者が理事現在数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

3 監事の選任に当っては、監事がこの法人の理事、評議員及び職員を兼ねることとなってはならない。

また、この法人の理事と監事との間及び監事相互の間に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務)

第 17 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により理事がその職務を代理し、又はその職務を処理する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は大阪府教育委員会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第 19 条 この法人の役員任期は、3 年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期中でも申し出により、辞任することができる。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現数及び評議員現数の各々の 3 分の 2 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 21 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 報酬の額については、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員の選出)

第 22 条 この法人に、15 名以上 20 名以内の評議員を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 第 16 条第 2 項、第 19 条及び第 20 条の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの条文中「理事」及び「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

4 評議員のうちには、法人の役員の一人与親族その他特殊な関係にあるものが 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

(評議員の職務)

第 23 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第 24 条 この法人に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の推挙により理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会に助言することができる。

(職員)

第 25 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 26 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。

ただし、理事長が必要と認めた場合、又は、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 3 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 28 条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において、必要と認められた事項

2 第 26 条第 1 項及び第 27 条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、第 26 条第 1 項及び第 27 条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、会議のつど出席評議員の互選で定める。

(議事録)

第 29 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為は、理事会および評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会

の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 31 条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 32 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事、評議員各現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けて、地方公共団体又は、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 33 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他、必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 4 号及び第 6 号の書類及び帳簿は、永久、第 5 号の書類及び帳簿は、10 年以上、第 7 号から 9 号までの書類及び帳簿は、1 年以上保存しなければならない。

(細則)

第 34 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、大阪府教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 58 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理 事	青 木 久 夫
同 (常務理事)	伊 藤 郁 太 郎
同	岡 崎 讓 治
同	北 村 芳 郎
同 (理 事 長)	近 藤 博 之
同	新 宮 康 男
同	高 嶋 碩 夫
同	高 橋 修
同	玉 置 孝
同	藤 岡 了 一
同	三 島 健 二
同	八 木 勇
同	若 林 豊 樹
監 事	浅 井 博 次
同	田 中 康 夫

(50 音順)

- 5 この寄附行為の変更は、大阪府教育委員会の許可のあった日から施行する。(平成 15 年 7 月 18 日施行)